

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加 (国 11)(所得税)  <b>【新設・延長・<u>拡充</u>】</b>
2	要望の内容	総合特別区域法第2条第3項第2号に定める特定地域活性化事業について、地域活性化総合特区の税制優遇措置(所得控除)の対象事業に以下の事業を追加する。 ・農業資源由来に限定されている再生可能エネルギー源を活用した事業の範囲を拡大し、大規模未利用地を活用した太陽光発電事業など、農業資源に由来しない再生可能エネルギー源を活用した事業 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)の施行に伴い、総合特別区域内で、虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室・内閣官房地域活性化統合事務局
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度 総合特区制度創設に伴う措置として創設
6	適用又は延長期間	2013 年度末まで
7	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 「新成長戦略」(平成22年6月18日) 〈地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。・・・「地域活性化総合特区(仮称)」では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等・・・を講じる。〉
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策分野】 地域活性化政策 【政策】 政策目標5 地域活性化の推進 【施策】 施策目標⑧ 総合特区の推進

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「地域活性化総合特区」内における企業への出資額等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。</p> <p>また、豊富な日照、良好な風況、速い潮流など、淡路地域が有する豊富な再生可能エネルギー資源や大規模未利用地の活用によるエネルギー創出の拡大や、全国に誇る農水産業の活用による農と食の専門人材の育成などを実現することにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	「地域活性化総合特区」6箇所程度において適用する。
		② 減収額	<p>&lt;所得税の減収額(試算)&gt;</p> <p>7,644 万円</p> <p>※1人当たり年収額:800万円(経済産業省作成「エンジェル税制 Q&amp;A 集」における計算例に準ず)</p> <p>※1人当たり投資額:10万円(あわじ環境市民ファンドでの想定)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <p>外的な環境変化や災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域を作るには、エネルギー面での自立と食料面での自立が不可欠である。</p> <p>このため、世界的にみると立ち遅れている再生可能エネルギーを活用したエネルギー創出に重点的に取り組むとともに、増加の一途にあるエネルギー消費の抑制・最適化に市民が主体的に取り組むことにより、地域のエネルギー自給率を高め、自立的な地域の形成を進めることとしている。</p> <p>そこで、大規模未利用地を活用した太陽光発電、良好な風況を生かした洋上・陸上風力発電、日本有数の速い潮流を生かした潮流発電、豊かな日照量を活用した太陽熱発電など、地域特有の資源を生かした事業に対して、投資が促進されることにより、エネルギー創出拡大に寄与する企業の集積が進み、地域力の向上が図られる。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、地域戦略として志のある資金を結集すべき事業や、地域資源を最大限活用するために必要な事業が十分に実施されない結果、地域力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p>
		<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>・農業資源に由来しない再生可能エネルギー源を活用したエネルギー創出に取り組む事業が普及・促進されることにより、エネルギー創出が一層拡大するとともに、エネルギー創出に寄与する企業の集積が進むことにより、将来的には税收減を上回る追加的な税收が期待できる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>地域戦略として志のある資金を結集すべき具体的事業や地域資源を最大限活用するために必要な具体的な事業は、事業者の知恵と工夫を生かすことが重要であるため、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等」、『新しい公共』との連携を含めた政策パッケージを講じると定められている。</p> <p>また、本税制措置は、投資家の積極的な投資により、再生可能エネルギーの創出を一層促進し、「エネルギーが持続する地域」を実現することを目的としているものであるが、投資家を対象とした同一目的・対象要件で交付される補助金等の支援措置は存在しない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「総合特区制度」の趣旨として、「地域の責任ある戦略」に基づき、「民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かす」と定められている。</p> <p>また、提案者である「あわじ環境未来島特区」の「あわじ環境未来島構想」では、世界人口の増加、経済発展による資源制約、地球環境への負荷増大や災害等への脆弱性、人口減少、少子・高齢化など、日本各地あるいは世界各地が抱える共通課題に対し、住民、企業、行政の協働で社会実験として取り組</p>

		<p>むこととしている。</p> <p>また、日本の地方の縮図の要素が凝縮された淡路において、豊富な自然エネルギーの賦存量、全国に誇る農水産業など、高いポテンシャルを生かして持続可能な地域社会モデルを創出することを目指している。</p> <p>地域に蓄積した持続社会づくりの知恵・ノウハウを最大限に活用した淡路島モデルを確立し、共通課題を抱える他地域へ応用することは、国内外の地域活性化に資するものである。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年8月